

## 別表C(1) 遊休財産額の保有制限の判定

事業 年度	自	平成26年5月1日	法人コード	A005353
	至	平成27年4月30日	法人名	公益財団法人中部圏社会経済研究所

この様式では、遊休財産額が、遊休財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。

遊休財産額は、以下の計算により算定します。

遊休財産額＝資産－（負債＋一般社団・財団法人第131条の基金）－（控除対象財産－対応負債の額※）

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。

なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまうためです。

## 1. 遊休財産額の計算に必要な数値の作成（下記3.及び4.に必要な数値を作成します。）

資産の部		
流動資産計	1	70,874,759 円
固定資産	控除対象財産（別表C(2)から転記）	2 1,346,642,132 円
	その他の固定資産 4欄-2欄	3 22,238,742 円
	固定資産計 5欄-1欄	4 1,368,880,874 円
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>記載要領</p> <p>白色の欄に数値を入力してください。 その他の欄は、自動的に計算されます。</p> </div>		
資産計	5	1,439,755,633 円

負債の部		
流動資産に直接対応する負債の額	6	6,824,818 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 32欄	7	0 円
その他の固定資産に直接対応する負債の額	8	円
引当金勘定の合計額 35欄	9	25,115,641 円
その他負債の額 11欄-6欄-7欄-8欄-9欄	10	0 円
負債計 26欄	11	31,940,459 円
正味財産の部		
一般社団・財団法人第131条の基金 27欄	12	円
指定正味財産の額 33欄	13	1,246,671,447 円
一般正味財産の額 15欄-12欄-13欄	14	161,143,727 円
正味財産計	15	1,407,815,174 円
負債及び正味財産合計 5欄(11欄+15欄と同額)	16	1,439,755,633 円

## 2. 遊休財産額の保有上限額（＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額）の計算

損益計算書上の公益目的事業に係る事業費の額	17	117,707,338 円
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ 商品等譲渡に係る原価相当額	18	円
特定費用準備資金の公益実施費用額への算入額 (別表C(5)から転記（公益目的事業の場合のみ）)	19	0 円
計（17欄+18欄+19欄）	20	117,707,338 円

公益実施費用額から控除する引当金の取崩額	21	円
財産の譲渡損、評価損等の額	22	円
特定費用準備資金の公益実施費用額からの控除額 (別表C(5)から転記（公益目的事業の場合のみ）)	23	20,519,305 円
控除額計（21欄+22欄+23欄）	24	20,519,305 円

## 3. 遊休財産額の計算

資産 5欄	25	1,439,755,633 円
負債 11欄	26	31,940,459 円
一般社団・財団法人第131条の基金 12欄	27	0 円

控除対象財産の額 2欄	28	1,346,642,132 円
対応負債の額 39欄	29	0 円
遊休財産額 25欄-26欄-27欄-28欄+29欄(0以下の場合0)	30	61,173,042 円

## 4. 対応負債の額の計算（次の2つの方法のうちいずれかを選択してください。）

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法		
控除対象財産の額 2欄	31	1,346,642,132 円
控除対象財産に直接対応する負債の額 7欄	32	0 円
指定正味財産の額 13欄	33	1,246,671,447 円
31欄-32欄-33欄	34	99,970,685 円
引当金勘定の合計額 9欄	35	25,115,641 円
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	6,824,818 円
その他負債の額 10欄（11欄-35欄-36欄と同額）	37	0 円
一般正味財産の額 14欄 (5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合0)	38	161,143,727 円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0 円

公益法人認定法施行規則第22条第8項の方法		
控除対象財産の額 2欄又は28欄	31	円
指定正味財産の額 13欄	33	円
31欄-33欄	34	円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円
その他負債の額 11欄-35欄	37	円
一般正味財産の額 14欄 (5欄-11欄-12欄-13欄)と同額(0以下の場合0)	38	円
対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

## 【判定結果】

遊休財産額の保有上限額 20欄-24欄	40	97,188,033 円
遊休財産額 30欄	41	61,173,042 円
遊休財産額の保有上限額の超過の有無	42	適合